

申請手数料のご案内（生活衛生関係）

(1) 食品営業関係

申請区分	手数料	納付方法
①飲食店営業	16,000円	ABC
②調理機能を有する自動販売機	9,800円	〃
③食肉販売業	13,000円	〃
④魚介類販売業	13,000円	〃
⑤魚介類競り売り営業	21,000円	〃
⑥集乳業	9,800円	〃
⑦乳処理業	23,000円	〃
⑧特別牛乳搾取処理業	23,000円	〃
⑨食肉処理業	23,000円	〃
⑩食品の放射線照射業	23,000円	〃
⑪菓子製造業	21,000円	〃
⑫アイスクリーム類製造業	21,000円	〃
⑬乳製品製造業	23,000円	〃
⑭清涼飲料水製造業	23,000円	〃
⑮食肉製品製造業	23,000円	〃
⑯水産製品製造業	23,000円	〃
⑰氷雪製造業	21,000円	〃
⑱液卵製造業	23,000円	〃
⑲食用油脂製造業	23,000円	〃
⑳みそ又はしょうゆ製造業	21,000円	〃
㉑酒類製造業	21,000円	〃
㉒豆腐製造業	21,000円	〃
㉓納豆製造業	21,000円	〃
㉔麺類製造業	21,000円	〃
㉕そうざい製造業	23,000円	〃
㉖複合型そうざい製造業	34,000円	〃
㉗冷凍食品製造業	23,000円	〃
㉘複合型冷凍食品製造業	34,000円	〃
㉙漬物製造業	21,000円	〃
㉚密封包装食品製造業	23,000円	〃
㉛食品の小分け業	21,000円	〃
㉜添加物製造業	23,000円	〃
㉝臨時飲食店営業	4,000円	〃
㉞市場等定置飲食店営業	2,000円	〃

・納付方法は申請区分により異なります。

- A 窓口でのキャッシュレス決済
 - B インターネットからの納付
 - C 記入式納付書による現金払い
 - C' 納入通知書
- 詳しくは裏面

・収入証紙は令和6年8月で販売終了しました。



(2) 営業六法関係

申請区分	手数料	納付方法
①理容所検査	16,000円	ABC
②美容所検査	16,000円	〃
③クリーニング所検査	16,000円	〃
④旅館業許可	22,000円	〃
⑤季節旅館許可	7,400円	〃
⑥旅館業承継承認	7,400円	〃
⑦公衆浴場許可	22,000円	〃
⑧興行場(常設)許可	22,000円	A, C
⑨興行場(仮設)許可	6,200円	〃
⑩プール開設許可	16,500円	〃

(3) 免許関係

①製菓衛生師試験	9,400円	A, C
②製菓衛生師免許	5,600円	〃
③製菓衛生師免許書換	2,800円	〃
④製菓衛生師免許再交付	3,500円	〃
⑤クリーニング師試験	8,600円	〃
⑥クリーニング師免許	5,700円	〃
⑦クリーニング師免許書換	3,100円	〃
⑧クリーニング師免許再交付	3,400円	〃

(4) 建築物衛生 事業登録

①清掃業	35,000円	A, C
②空気環境測定業	35,000円	〃
③空気調和用ダクト清掃業	35,000円	〃
④飲料水水質検査業	35,000円	〃
⑤飲料水貯水槽清掃業	35,000円	〃
⑥排水管清掃業	35,000円	〃
⑦ねずみ昆虫等防除業	35,000円	〃
⑧環境衛生総合管理業	47,000円	〃



(5) 動物関係

※ A が困難な場合は現金可

①成犬・成猫の引取り	2,500円	A※
②子犬・子猫の引取り	500円	〃
③犬の返還	5,270円	〃
④動物取扱業登録	15,100円	A, C
⑤動物取扱業2業種目以降	10,000円	〃
⑥動物取扱責任者研修	2,500円	A, C
⑦特定動物 飼養・保管許可	25,000円	A, C
⑧特定動物 変更許可	16,000円	〃

納付方法 下記のいずれかの方法で納付願います

A 保健所窓口でのキャッシュレス決済（現金では支払えません）

<h3>クレジットカード</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ Visa ・ 銀聯 (UnionPay) ・ アメリカン・エキスプレス ・ Diners Club ・ Mastercard ・ JCB 	<h3>電子マネー</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ iD ・ nanaco ・ QUICPay+ ・ WAON ・ 楽天 Edy ・ Suica <p>ほか</p>	<h3>コード決済</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天ペイ ・ PayPay ・ au PAY ・ d払い ・ メルペイ ・ ゆうちょ Pay <p>ほか</p> 
---	--	--

B インターネットからの納付

「新潟県電子申請システム」からクレジットカード又はペイジーで納付できます。



C 記入式納付書による金融機関での現金払い

保健所で配布する「**記入式納付書**」を金融機関に持参し、**現金**で支払うことができます。

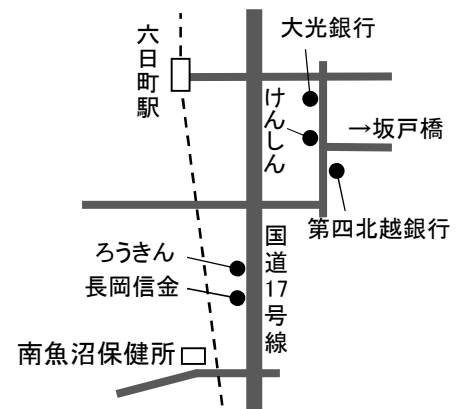
※一部の業種は
C' 納入通知書



「記入式納付書」での納付方法

- ① 納付書に氏名と電話番号を記入してください。（4か所）
（ミシン目を切り離さないでください。）
- ② 納付書を金融機関に持参し、現金で手数料をお支払いください。

・ 第四北越銀行	・ 大光銀行	・ 農協
・ 新潟県労働金庫	・ 信用金庫	・ 信用組合 ほか
- ③ 金融機関から「領収書」と「納付済証」が返却されます。
- ④ 「納付済証」を申請書に付けて、保健所に申請してください。



<p>申請者側で保管してください</p>	<h3>領収書</h3> <p>新潟太郎 025-xxx-xxxx</p>	<h3>納付済証</h3> <p>新潟太郎 025-xxx-xxxx</p>	<p>申請書に添付</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>⚠️</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納付済証は再発行できません。紛失しないようご注意ください。 ・ 印字された年度(3/31まで)を過ぎた納付書は使えません。新年度の納付書を保健所で改めて入手してください。 </div>
----------------------	---	--	---